

# 個人の投資に関する平成27年度税制改正

(与党税制改正大綱2014年12月30日より)

## 主な改正点

## 今まで

## 実施時期

NISAの拡充  
(少額投資非課税制度)

- ・ジュニアNISAの創設  
(年間投資上限80万円)
- ・年間投資上限の引上げ 120万円へ

- ・新設
- ・100万円

- ・平成28年より  
(取りあえず平成35年まで)
- ・平成28年より

確定拠出年金制度  
の拡充

- ・新たに以下の者を対象に
  - －主婦 (年間拠出額27.6万円まで)
  - －公務員(同、14.4万円まで)
  - －小規模企業も制度加入しやすい措置  
(所得控除制度を新設)

- ・新設

- ・確定拠出年金法改正後  
(平成28年から)

世代間の資産移転促進

- ・結婚・子育て資金の贈与税の非課税制度(1000万円[うち結婚資金300万円])
- ・教育資金贈与信託は平成31年3月末まで延長

- ・新設

- ・平成27年4月～平成31年3月末まで

- ・平成27年末まで

エンジェル税制充実

- ・国家戦略特区における医療・農業などで担当大臣の確認を受けた企業
- ・同、雇用創出事業で担当大臣の確認を受けた企業
- ・新たに都道府県知事が認定したエンジェル税制の対象となる中小企業
- ・デリバティブを含む金融所得課税一体化は、引き続き【検討事項】
- ・マイナンバー制度利用によるNISA口座開設手続き簡素化は、平成30年以降へ【検討事項】

- ・新設

- ・新設

- ・経済産業大臣の認定

- ・国家戦略特区法の改正施行から平成30年3月末までの間の株式取得

- ・住民票提出

金融所得課税一体化への  
取組み、その他